

令和6年3月27日

北広島町及び庄原市とのパートナーシップ宣誓制度の 相互利用開始について

三次市では、誰もが人権尊重の理念について理解を深め、多様性を認め合い、自分らしく生きることができる社会の実現をめざして、令和5年1月1日から「三次市パートナーシップ宣誓制度」の運用を開始しています。

また、パートナーシップ宣誓された方が、自治体間で住所を異動された後も安心していきいきと生活していくことを支援するため、制度を運用している自治体と協議書を締結し、制度の相互利用を実施しています。

この度、北広島町及び庄原市と「パートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協議書」を締結したため、次のとおり相互利用を開始します。

1 相互利用の概要

パートナーシップ宣誓された方が、三次市と協定締結自治体の間で住所の異動をする場合に、転出先に継続使用申請書を提出することにより、転出先での新たな宣誓手続きを行うことなく、転出先で交付された宣誓書受領証・受領カードを継続して使用することができます。

2 北広島町及び庄原市との相互利用開始日

令和6年4月1日

3 その他相互利用が可能な自治体

広島市・安芸高田市・三原市・廿日市市・府中町・海田町・東広島市・府中市



広島県三次市

地域振興部 定住対策・暮らし支援課 (担当: 呑谷・渡部)

TEL:0824-62-6242 FAX:0824-62-6235